

教員免許状の再交付

大阪府教育委員会が授与した教員免許状について、紛失、破損、汚損のため再発行を行うための手続きです。

免許状に記載された氏名または本籍地都道府県名を変更するか否かで手続きが異なりますので、下記より該当の手続きをご確認ください。

※氏名、本籍地が変更になっても、免許状の書換を行う義務はありません。

○免許状に記載された氏名または本籍地都道府県名を[変更しない方](#)

⇒「[教員免許状の再交付手続き](#)」へ

○免許状に記載された氏名または本籍地都道府県名を[変更する方](#)

⇒「[教員免許状の書換手続きと再交付手続き](#)」へ